

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、京都農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供します。

令和5年2月20日

京都市長 門川 大作

1 縦覧期間

令和5年2月20日以降常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課

(産業観光局農林振興室農林企画課)